

## 工場における特定施設

### ○ 振動規制法に基づく対象施設

- 1 金属加工機械
  - (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
  - (2) 機械プレス
  - (3) せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
  - (4) 鍛造機
  - (5) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- 3 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
  - (1) ドラムバーカー
  - (2) チッパー(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

(振動規制法施行令 昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号 別表第1より)

### ○ 規制基準(規制値は、特定工場等の敷地境界での振動レベル)

	昼 間 ( 8:00 ~ 19:00 )	夜 間 ( 19:00 ~ 8:00 )
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

※ 白石町は、第1種区域。

○ 騒音規制法に基づく対象施設

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が **22.5kw** 以上のものに限る。)
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が **3.75kw** 以上のものに限る。)
- (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- (5) 機械プレス(予備加圧能力が **294** キロニュートン以上のものに限る。)
- (6) せん断機(原動機の定格出力が **3.75kw** 以上のものに限る。)
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーマリングマシン
- (9) ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- (10) タンブラー
- (11) 切断機(といしを用いるものに限る。)

2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が **7.5kw** 以上のものに限る。)

3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が **7.5kw** 以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 **0.45 m<sup>3</sup>**以上に限る。)
- (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が **200 kg**以上のものに限る。)

6 穀物用製粉機(ロール式のものであって原動機の定格出力が **7.5kw** 以上のものに限る。)

7 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー(原動機の定格出力が **2.25kw** 以上のものに限る。)
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤、丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が **15kw** 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が **2.25kw** 以上のものに限る。)
- (5) かなな盤(原動機の定格出力が **2.25kw** 以上のものに限る。)

8 抄紙機

9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

10 合成樹脂用射出成型機

11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

○ 佐賀県公害防止条例対象施設

(騒音規制法に基づく特定工場等に設置されるものを除く。)

1 コンクリートブロックマシン

2 クーリングタワー(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)

○ 規制基準(規制値は、特定工場等の敷地境界での騒音レベル)

	昼 間 ( 8:00 ~ 19:00 )	朝 ・ 夕 ( 6:00 ~ 8:00 ) ( 19:00 ~ 23:00 )	夜 間 ( 23:00 ~ 6:00 )
第1種区域	50 dB	45 dB	
第2種区域	60 dB	50 dB	
第3種区域	65 dB		55 dB
第4種区域	70 dB		65 dB

※ 白石町は、第2種区域。